委託業務等に係る 総合評価競争入札制度

■　北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証」の取得を促進するための優遇措置として、入札において、価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度（認証ポイント）等を加え総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式を導入。

「価格評価点」＋「技術等評価点(就労貢献要素＋技術的要素)」＝総合評価ポイント

従来の入札は、価格要素のみで落札者を決定するが、総合評価競争入札では、企業認証に係る「就労貢献要素」と「技術的要素」についてポイント評価を行い、価格評価と合わせて、その総合ポイントが最も高い者を落札者とする。

〇発注機関：本庁各部局及びその出先機関とする。
〇対象契約：委託業務契約（庁舎清掃、警備、ボイラー運転 等）、工事請負契約（修繕工事含む）
※上記契約のうち、支出負担行為担当者が必要と認めた場合とする。

【価格評価点】

①低入札価格調査基準価格以上の場合

80点×（1－入札価格÷予定価格）

②低入札価格調査基準価格未満の場合

80点×（1－低入札価格調査基準価格÷予定価格）

【低入札価格調査制度】
低価格調査基準価格未満の場合、契約の内容に適合した履行が行えるか調査し、調査の結果、必ずしも落札者としないことができる。

＋

【技術等評価点（最高20点）】

就労貢献要素	配点
①障がい者雇用率 【雇用率(3.2%以上)に応じて配点】	1～4
②障害者就労施設等への優先発注 【年間発注額(50万円以上)に応じて配点】	1～2
③障がい者の職場実習受入 【常時受入】	1
④障がい者の職場定着 （平均継続雇用期間） 【職場定着期間に応じて配点】	1～2
⑤障害者就労施設等の製品等の販路拡大等 【有識者委員会で審議】	1
計(最高)	10

＋

技術的要素	配点
①同種契約の履行実績	1
②自主検査体制の整備状況等	1～2
③業務処理責任者の資格の有無	1
④研修体制の整備状況	1～2
⑤苦情処理体制の整備状況	1
⑥権利擁護への姿勢 ・相談体制 ・労働者の賃金の水準等	1～2
⑦地域貢献度	1
計(最高)	10